

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 18 号に規定する筒漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）8 月 9 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 宇城市三角町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	3 隻	1 宇城市不知火町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	5 隻	1 八代郡氷川町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①火共第 1 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	7 隻	1 八代市鏡町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	①火共第 2 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	14 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①別記 1 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①別記 2 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市天草町大江、軍浦に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	①天共第 7 号共同 漁業権漁場内	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草郡苓北町富岡に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	②別記 3 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市栖本町湯船原に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
筒漁業	筒漁業	②別記 4 のとおり	4 月 1 日から 9 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市倉岳町宮田に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
筒漁業	筒漁業	①別記5のとおり	4月1日から 9月30日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載 された総トン数及び馬力数)	2隻	1 天草市御所浦町御所浦に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年(2023年)8月23日から令和5年(2023年)9月13日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和5年(2023年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する筒の数は、300個を超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端

乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界

イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から2,727メートルのところ

ロ 芦北町沖合柴島北西端

ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

別記 2

操業区域（天草町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

別記 3

操業区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内 栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 4

操業区域 (天共第 11 号共同漁業権漁場内 倉岳地先)

次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号 (上天草市龍ヶ岳町 (以下、「龍ヶ岳町」という。)) 切支丹鼻南端)

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号 (龍ヶ岳町横島南端)

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号 (龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)

ア 天草市倉岳町 (以下、「倉岳町」という。)) と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

別記 5

操業区域 (天共第 13 号共同漁業権漁場内 嵐口地先)

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号 (天草市御所浦町 (以下、「御所浦町」という。)) 田の尻川口中央)

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号 (御所浦町嵐口崎北端)

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号 (上天草市龍ヶ岳町 (以下、「龍ヶ岳町」という。)) 唐網代南端)

基点 4 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度 (真北)、460 メートルのところ